

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（「沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則」の制定）

教育支援課

1 経緯

平成27年10月27日付で公布された「沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）については、条例附則第1項の規定により、教育委員会規則で条例の施行日を定める必要がある。

支援センターは、平成28年1月4日に開所予定であるが、生徒を受け入れるにあたって、事前に舎生の募集や備品等の搬入などを行うとともに、平成27年12月1日付けの発令で職員の配置を予定している。

条例附則第2条の規定により、舎生の募集等の準備行為は条例の施行日前に行うことができるが、職員の配置については、条例第7条を根拠とした行為であることから、12月1日を条例の施行日とし、職員を配置する必要がある。

また、12月1日から施行するためには、それ以前に沖縄県公報に登載し、公布する必要があるが、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、平成27年11月10日に、沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により制定した（公布日：平成27年11月17日）。

2 規則の内容（沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則）

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（平成27年沖縄県条例第51号）の施行期日は、平成27年12月1日とする。

3 参考

沖縄県立離島児童生徒支援センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）

（職員）

第7条 センターに事務職員その他の所要の職員を置く。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 この条例を施行するために必要な入舎等の手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。